



大 監 発 第 3 5 号

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 尾崎 実

東大和市監査委員 大后 治雄

平成 2 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告書を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査報告書

平成26年度財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

監査の種類	地方自治法第199条第5項及び第7項の規定に基づく監査。
監査の期間	平成27年1月5日（月）から平成27年1月30日（金）
監査の対象	各中学校部活動運営委員会 学校教育部 指導室
監査の範囲	平成25年度及び平成26年度（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に交付した補助金に係る出納及び事務の執行。
監査を実施した監査委員名	尾崎 実 大后 治雄
監査の方法	補助金が補助目的に従って使用され、十分な効果を上げているか、関係書類を試査、精査するとともに、団体責任者等へ説明聴取を実施した。 また、補助金交付に関する事務について、交付手続等が適正に行われているか、関係書類を試査、精査するとともに、関係職員へ説明聴取を実施した。
監査の結果	補助金は、補助目的に従って適正に執行されているものと認められた。 なお、補助金交付に関する要望等について、補助金の概要及び監査内容等と合わせて別紙に記述する。

1 東大和市立中学校部活動大会参加費等補助金について

(1) 補助金交付の根拠

東大和市補助金等交付規則、東大和市立中学校部活動大会参加費等補助金交付要綱

(2) 補助金交付の趣旨

東大和市立中学校の部活動を支援し、生徒の健全育成を図るため、大会に参加するグループもしくは生徒個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(3) 補助対象経費

①大会参加費

②交通費

③宿泊費（ただし、宿泊することが真にやむを得ない場合に限る。）

④その他市長が必要と認める経費

(4) 補助金交付団体

部活動運営委員会	第一中学校	第二中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校
会計責任者	学校長	学校長	学校長	学校長	学校長
会計管理者	副校長	副校長	副校長	副校長	副校長
出納担当者	臨時職員	臨時職員	臨時職員	臨時職員	臨時職員

(5) 補助金交付額

財政援助団体（各中学校部活動運営委員会）に対する平成25年度及び平成26年度補助金交付額（平成26年12月31日現在）は次のとおりである。

(単位：円)

団 体 名	補助金交付額	
	平成25年度	平成26年度
第一中学校部活動運営委員会	591,600	576,000
第二中学校部活動運営委員会	500,900	424,800
第三中学校部活動運営委員会	590,880	627,600
第四中学校部活動運営委員会	696,220	700,580
第五中学校部活動運営委員会	292,800	289,200
合 計	2,672,400	2,618,180

2 所管部署（指導室）について

(1) 職員配置状況

部	課等	係等
学校教育部	指導室	指導係
室長	1名	
係長	1名	
係員	1名	
嘱託職員等	1名	
合計	4名	

(2) 補助金予算執行状況（平成26年12月31日現在）

(単位：円、%)

平成25年度		平成26年度	
予 算 現 額	3,259,000	予 算 現 額	3,840,000
支 出 済 額	2,672,400	支 出 済 額	2,618,180
予 算 残 額	586,600	予 算 残 額	1,221,820
執 行 率	82.0 (対予算)	執 行 率	68.2 (対予算)

3 監査結果

財政援助団体等監査として、各中学校部活動運営委員会の監査を実施した結果、適正に執行していると認められた。

今後も、中学校部活動大会参加費等補助金が、部活動支援の一助となり、生徒の健全育成に役立つことを期待する。

なお、事務処理の効率化及び改善という観点から報告頻度や審査内容等の見直しを行うとともに、より一層の適正な執行や透明性の確保という点から、補助金交付後の現金を準公金として取り扱う規定の整備を図る必要もあると考える。そのため、検討することを付記する。